

外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
(略)	(略)
<p>P7 (定期報告書)</p> <p>第 26 条 当社は、次に掲げる内容の書面を電子的な方法または当社が必要と認めた場合に限り書面によって、お客様に交付するものとします。</p> <p>① 取引報告書兼証拠金受領書兼取引残高報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の取引の状況や未決済建玉の状況、入出金や預託金残高等が記載されたもの ・当社がお客様から証拠金を受領した状況等が記載されたもの <p>② 月次取引残高報告書</p> <p>月次ベース入出金の各合計額、月末時点の未決済建玉等の状況が記載されたもの</p> <p>③ その他</p> <p>別途、当社が定めた書面等</p>	<p>P7 (定期報告書)</p> <p>第 26 条 当社は、次に掲げる内容の書面を電子的な方法によって、お客様に交付するものとします。</p> <p>① 取引報告書兼証拠金受領書兼取引残高報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の取引の状況や未決済建玉の状況、入出金や預託金残高等が記載されたもの ・当社がお客様から証拠金を受領した状況等が記載されたもの <p>② 月次取引残高報告書</p> <p>月次ベース入出金の各合計額、月末時点の未決済建玉等の状況が記載されたもの</p> <p>③ その他</p> <p>別途、当社が定めた書面等</p>
(略)	(略)
<p>P9 (<u>2018</u>年<u>3</u>月施行)</p>	<p>P9 (<u>2015</u>年<u>12</u>月施行)</p>

以上